

新型コロナウイルス等感染症関連情報について

独立行政法人福祉医療機構における融資制度

福祉医療機構において、新型コロナウイルスなどの感染症が発生したことにより施設の機能が停止した場合等に対応するため、経営資金・長期運転資金の優遇融資を実施しています。制度やお手続きの詳細は、以下のホームページをご参照ください。[\(https://www.wam.go.jp/hp/kansensho/\)](https://www.wam.go.jp/hp/kansensho/)

[WAM > 感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止したこと等に伴い必要な経営資金・長期運転資金のお手続きのごあんない](#)

福祉貸付事業・医療貸付事業

感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止したこと等に伴い必要な経営資金・長期運転資金のお手続きのごあんない

当機構では、新型コロナウイルスなどの感染症が発生したことにより施設の機能が停止した場合等に対応するため、経営資金・長期運転資金の優遇融資を実施しております。

制度やお手続きの詳細は、以下をご参照ください。

融資の条件や対象となる施設、事業等は
こちらからご確認ください

1.制度の紹介

融資条件

ご利用いただける方

施設の利用者や職員等に、新型コロナウイルスなどの感染症の集団感染(クラスター)が発生したことなどにより、施設の一部又は全部の機能が停止し、減収した社会福祉施設・医療関係施設等

※感染症による集団感染等の影響により、施設の機能停止やそれに伴う利用者等の減少が確認できる書類等が必要となります。

ご融資の対象となる施設・事業等

- ・ 福祉貸付
社会福祉施設等

主な「融資対象施設・事業」はこちる [PDF](#) (128KB)

- ・ 医療貸付
病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院・医療従事者養成施設・助産所・指定訪問看護事業

介護現場における感染対策の手引き(第3版)について

- 社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止策を前提として、利用者に必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要。
- 新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場で必要な感染症の知識や対応方法など、介護現場における感染対策力の向上を目的に、「介護現場における感染対策の手引き（第1版）（令和2年10月1日付け）」等を作成。その後、累次の見直しを行い、今般、新型コロナウイルス感染症に関する最新の知見を反映、感染症位置付け変更等、その他所要の見直しを行った。
- 介護職員の方においては、日常のケアを行う上で必要な感染対策の知識や手技の習得のための手引きとして、介護施設・事業所の施設長・管理者の方においては、その役割と感染管理体制の構築のための手引きとして活用が可能。
*こちらのリンクから
閲覧できます！*

介護現場における感染対策の手引き【第3版】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001/000013633.html>

✿ ポイント

- (第3版として令和5年9月7日時点の譲渡を反映。今後、感染症の流行や検査・治療等の必要に応じて見直し予定)
- 介護職員等が、感染症の重症化リスクが高い高齢者等に対して介護保険サービスを安全かつ継続的に提供するため、さらには職員自身の健康を守るために、感染対策の知識を習得して実践できるように、着実な感染対策を実践できるよう基礎的な情報から、
✓ 感染症発生時におけるサービス提供時の注意点等を掲載
 - ✓ 感染管理体制を整備するために必要な基礎的な情報から、
感染管理体制の在り方および感染症発生時の対応等について掲載

✿ 主な内容

「第Ⅰ章 総論」「第Ⅱ章 感染症各論（新型コロナウイルス感染症含む）」「第Ⅲ章 参考」の3部構成

- 感染症の基礎知識
- ・日頃からうの感染対策と感染症発生時の対応
- ・新型コロナウイルス感染症への対応
- ・各種感染症における対応 等

介護職員のための感染対策普及リーフレット

手引きの見直しに
合わせています！



マニュアル 手引きの概要版として、介護職員向けにポイントを掲載
(施設系・通所系・訪問系ごとに作成)

リーフレット 手洗いや排泄物・嘔吐物処理の手順等をわかりやすく掲載
「見てすぐ実践！」ができるように、ポスターとしても利用可能

* このリーフレットは、感染対策の
啓発ポスターとしてもご利用いただけます *

感染対策普及リーフレット

令和5年12月作成

第3版

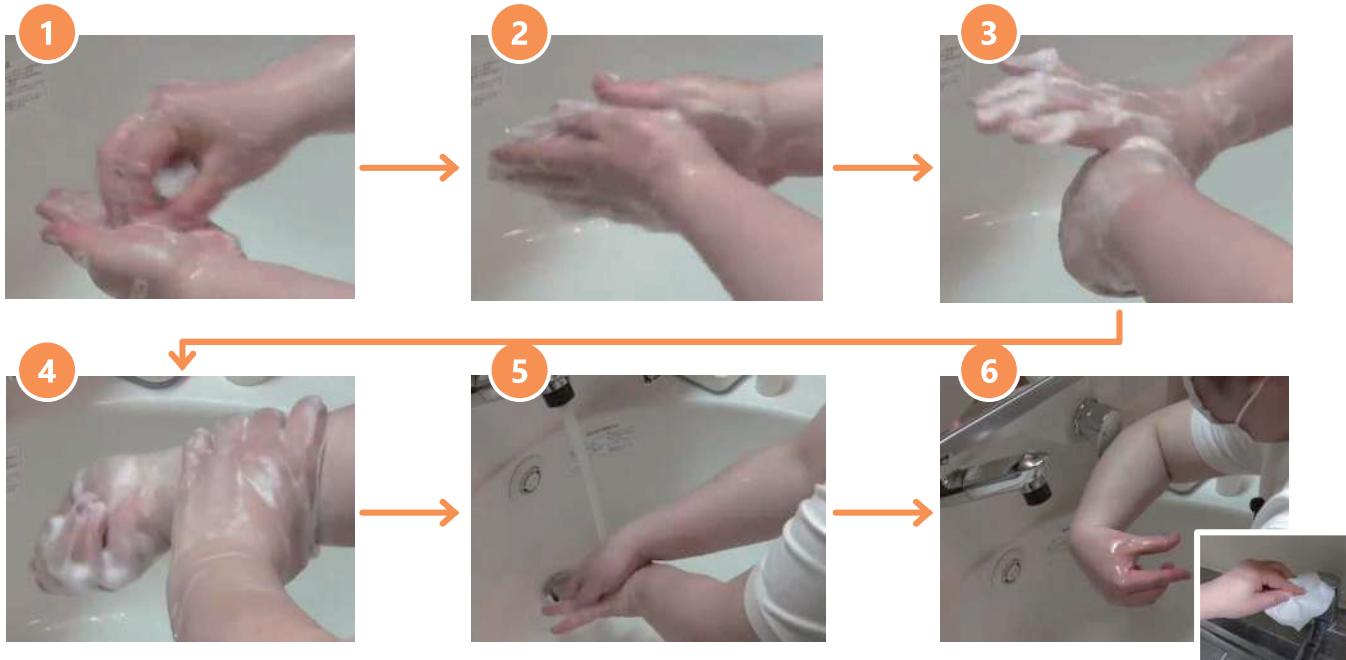


感染対策普及リーフレット



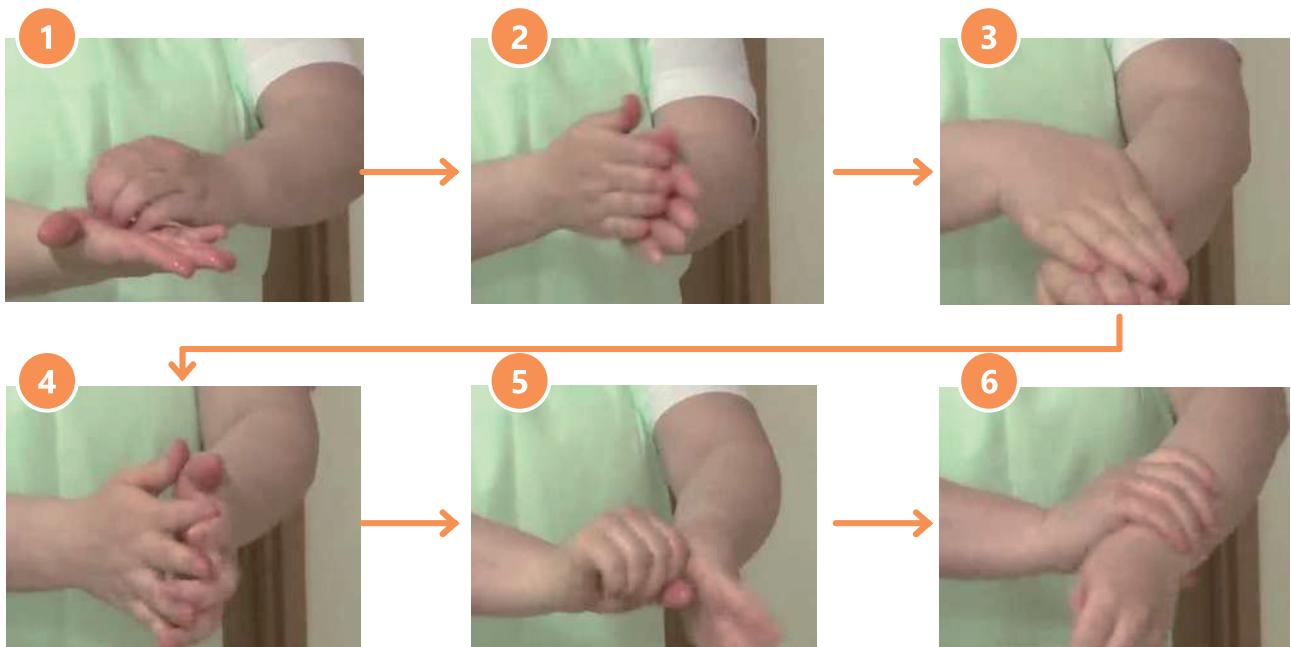
手洗いの方法

液体石けんを約2-3ml手にとり、よく泡立てながら、爪、指の間、親指、手首をしっかりとみ洗いし、さらに流水で流します。水を止めるときは手首か肘で止めます。蛇口の形状によっては、ペーパータオルをかぶせて栓を締めます。手洗い後はマスクや自分の顔、髪をさわらないにしましょう。



手指消毒の方法

消毒用エタノールなどを約3ml手にとり、手洗いと同様に、爪、指の間、親指、手首を忘れずにしっかり擦り込みます。



ワンポイント



消毒用エタノールなどのワンプッシュは約2~3mlです。
右図のように手の底に溜まる程度の量ですので、十分な消毒効果が発揮できる量を使いましょう。



感染対策普及リーフレット



マスクの着脱方法

★ノーズワイヤーが上に来るように装着
★マスクの裏表が包装紙に明記されている場合は、指示に従って適切に装着

- 1 鼻と口を覆うように着用しましょう



- 2 マスクにはウイルス等がついている可能性があるため、紐をもつてそっと外しましょう



- 3 マスクの外側を下にして清潔なティッシュ等の上に置いて保管します



- 4 次に使用するときも、紐を持って、マスクの外側や内側に触れないようにしましょう



- 5 水を飲む場合も、マスクのゴムをもって、マスクの外側や内側に触れないようにしましょう



手袋の着脱方法

- 1 作業中に脱げないよう適切な大きさの手袋を装着します



- 2 使用後は、手袋の外側を引っ張り上げ、片方の手袋を脱ぎます



- 3 そのまま、手や腕に触れないように脱ぎます。



- 4 脱いだ手袋は、もう片方の手で握ります



- 5 手袋を脱いだ手で、もう片方の手袋の内側を持ち上げます。外側の汚れた部分に触れないよう注意します



- 6 汚れた側が内側になるように、手袋を脱ぎます



感染対策普及リーフレット

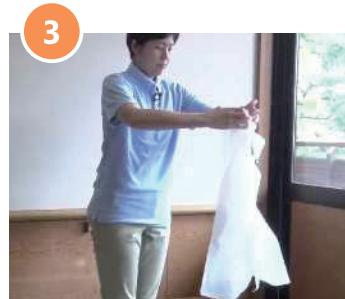


エプロンのはずし方

エプロンも、手袋同様、外側に触れないように注意深くはします。

使い捨てエプロン

外側の面が内側になるようにしてたたんで捨てます。

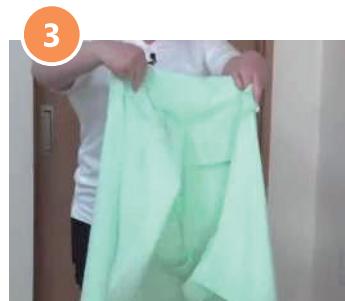
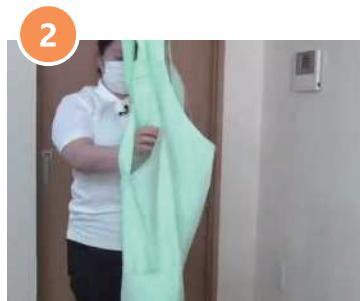
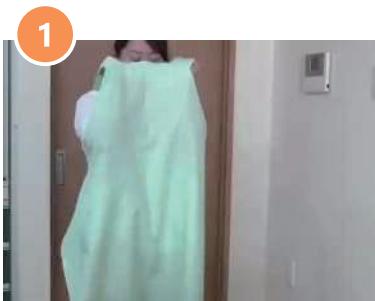


布エプロン

(布エプロンは感染対策として使用することは適切ではないですが、日常のケアに使用する
布エプロンについても、感染対策を意識した着脱をしましょう)

外側が自分に触れないように脱ぎましょう。

上手に脱げたら、体から離して持ち、エプロンの外側が中になるようにたたんでいきます。



エプロンを脱いだ後

手洗いか手指消毒をしましょう。エプロンにはウイルス等がついている可能性があるため、エプロンに直接触れないように注意しながら、速やかに洗濯機に入れましょう。



感染対策普及リーフレット



排泄物・嘔吐物処理の手順

- 1 汚染場所に人が近づかないようにし、大きく窓を開けるなどして換気します



- 2 使い捨て手袋とマスク、エプロンを着用します



- 3 嘔吐物は、使い捨てのペーパータオル等で外側から内側にむけて、静かに拭き取ります



- 4 使用したペーパータオル等はすぐにビニール袋に入れます



- 5 嘔吐物が付着していた床とその周囲を0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませたペーパータオル等で覆うか、浸すように拭きます



- 6 使用したペーパータオル、手袋等はすぐにビニール袋に入れ、0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込む程度に入れ、消毒します



- 7 ビニール袋の口をしっかりとしばります



- 8 処理後は、しっかりと手洗いをします



感染対策普及リーフレット



環境清拭の方法

- 1 多くの人が触る場所は、定期的に消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムなどで拭き掃除をしましょう



- 2 拭き掃除をする際には、手が触れる場所を考えて拭きましょう



- 3 机の脇や座面の横なども忘れないようにしましょう



- 4 机の上、イスの背もたれや座面、イスの脚といった順序で上から下に拭きます



- 5 密閉状態にならないよう、定期的に換気を行います



良く触れる場所と清拭のポイント



良く触れる場所（共同スペースの手すり、洗面台、テーブルなど）、汚れた手で触ることが多い場所（トイレの手すり、便座など）を「上から下」・「右から左」など一方向に拭くようにしましょう

感染対策普及リーフレット



関係機関等の一覧

| 関係機関等 | 機関名・担当者名 | 連絡先 (電話番号、e-mail等) |
|--------------|----------|-----------------------|
| 協力医療機関 | | |
| かかりつけ医 | | |
| 保健所 | | |
| 市町村 介護保険関係 | | |
| 市町村 社会福祉施設関係 | | |
| 市町村 感染症関係 | | |
| 市町村 食中毒関係 | | |

年 月 日 作成



令和 5 年 12 月